

NDC社発23-096号

2023年 3月24日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

MHI 原子力研究開発株式会社

取締役社長 南雲 浩行

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の補正について

2022年9月15日付けNDC社発22-280号をもって申請し、2023年1月27日付けNDC社発23-025号をもって一部補正をした核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正いたします。

(別 紙)

2022年9月15日付けNDC社発22-280号をもって申請し、2023年1月27日付けNDC社発23-025号をもって一部補正をした核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書を、別添1のとおり一部変更する。

下記に補正の内容を示す。

1. 補正の内容

- (1) 別表第9（管理区域内における線量当量率等の測定）及び別表第16（核燃料物質の使用等に関する記録）について、測定の頻度に関する補足事項を削除する。
- (2) 第二章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織「3.7 保安品質保証責任者」の保安品質保証責任者の指名に関する記載について、選任範囲を変更する。
- (3) その他記載の見直し

2. 補正の理由

- (1) 該当規則の解釈について再確認した結果を反映するため。
- (2) 保安品質保証責任者の選任範囲を明確にするため。
- (3) ①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。
②その他記載の適正化のため。

核燃料物質使用施設等保安規定
変更認可申請書

新旧比較表
(再補正後)

2023年3月24日

MHI 原子力研究開発(株)

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>燃料ホットラボ施設</p> <p>核燃料物質使用施設等</p> <p>保安規定</p> <p>(H-35)</p> <p>2022年9月 改定 18</p> <p>MHI 原子力研究開発株式会社</p>	<p>燃料ホットラボ施設</p> <p>核燃料物質使用施設等</p> <p>保安規定</p> <p>(H-35)</p> <p>2023年3月 改定 19</p> <p>MHI 原子力研究開発株式会社</p>	<p>(3)②その他記載の適正化のため。</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 当社の役員、従業員及び臨時雇員(以下「従業員」という。)は、当施設において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 試験部長は、前項以外の者(以下「請負会社従業員等」という。)に当施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>第3条の2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p> <p>(保安及び保安品質マネジメントに関する組織)</p> <p>第4条 当施設に係る保安及び保安品質マネジメントに関する組織(以下、「保安に係る組織」という。)は、以下の各号により構成する。</p> <p>(1) 社長</p> <p>(2) 核燃料取扱主務者</p> <p>(3) 保安品質保証責任者</p> <p>(4) 試験部長</p> <p>(5) ホット試験室長</p> <p>(6) 安全管理部長</p> <p>(7) 施設管理グループ長</p> <p>(8) 放射線管理グループ長</p> <p>(9) 管理部長</p> <p>(10) 管理課長</p> <p>(11) 保安品質保証委員会</p> <p>(12) 放射線安全委員会</p> <p>2 当施設の保安に係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。</p> <p>(2) 試験部長は、ホット試験室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>(3) ホット試験室長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、核燃料物質等の使用等に関すること</p> <p>イ、設備並びに機器の運転(操作を含む。)及び保守に関すること</p> <p>ウ、管理区域の作業管理に関すること</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>第6条～第9条の2 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (変更なし)</p> <p>第2条 (変更なし)</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 当社の役員、従業員及び臨時雇員(以下「従業員」という。)は、当施設において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>は、前項以外の者(以下「請負会社従業員等」という。)に当施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>第3条の2 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p> <p>(保安及び保安品質マネジメントに関する組織)</p> <p>第4条 当施設に係る保安及び保安品質マネジメントに関する組織(以下、「保安に係る組織」という。)は、以下の各号により構成する。</p> <p>(1) 社長</p> <p>(2) 核燃料取扱主務者</p> <p>(3) 保安品質保証責任者</p> <p>(4) <u>第二研究部長</u></p> <p>(5) <u>ホット試験技術開発室長</u></p> <p>(6) 安全管理部長</p> <p>(7) 施設管理グループ長</p> <p>(8) 放射線管理グループ長</p> <p>(9) 管理部長</p> <p>(10) 管理課長</p> <p>(11) 保安品質保証委員会</p> <p>(12) 放射線安全委員会</p> <p>2 当施設の保安に係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。</p> <p>(2) <u>第二研究部長</u>は、<u>ホット試験技術開発室長</u>を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>(3) <u>ホット試験技術開発室長</u>は、次の業務を行う。</p> <p>ア、核燃料物質等の使用等に関すること</p> <p>イ、設備並びに機器の運転(操作を含む。)及び保守に関すること</p> <p>ウ、管理区域の作業管理に関すること</p> <p>(4)～(8) (変更なし)</p> <p>第6条～第9条の2 (変更なし)</p>	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (6箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 第9条の3 1. 総則 (省略) 2. 保安品質マネジメントシステム 2. 1～3 (省略) 4 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。 (1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。 (2) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。 (3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標(以下、「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にする。なお、保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第一号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。 (4) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。) (5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合を除く。 (6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を実施する。 (7) プロセス及び保安に係る組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 (8) 原子力の安全とそれ以外の事項において、意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係るセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。 5～7 (省略) 2.2 保安品質マネジメントシステムの文書化 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 当社の品質マネジメントシステム全体を規定した文書(以下、「品質保証マニュアル」という。)[一次文書] (3) 本規定が要求する手順及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を規定した文書(以下、「保安品質保証計画書」という。)及び記録 [二次文書] (4) 保安活動のプロセスの有効な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)及び記録 [三次文書]</p>	<p>第2章の2 保安品質マネジメント計画 第9条の3 1. 総則 (変更なし) 2. 保安品質マネジメントシステム 2. 1～3 (変更なし) 4 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。 (1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。 (2) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。 (3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標(以下、「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にする。なお、保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第一号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。 (4) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。) (5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合を除く。 (6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を実施する。 (7) プロセス及び保安に係る組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 (8) 原子力の安全とそれ以外の事項において、意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係るセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。 5～7 (変更なし) 2.2 保安品質マネジメントシステムの文書化 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 品質方針及び保安品質目標 (2) 当社の品質マネジメントシステム全体を規定した文書「品質・環境・安全衛生マニュアル」[一次文書] (3) 本規定が要求する手順及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を規定した文書「保安品質保証計画書」及び記録 [二次文書] (4) 保安活動のプロセスの有効な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、指示書、図面等(以下、「手順書等」という。)及び記録 [三次文書]</p>	<p>(3) ①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため。 (3箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>2.3 保安品質マニュアル (省略)</p> <p>2.4 文書の管理 (省略)</p> <p>2.5 記録の管理 (省略)</p> <p>3. 経営責任者等の責任</p> <p>3.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任をもって保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともにその実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>(6) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>3.2 原子力の安全の確保の重視 (省略)</p> <p>3.3 保安品質方針</p> <p>社長は、次に掲げる事項に適合した品質方針を確立し、維持する。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである (組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。) こと。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任をもって関与すること。</p> <p>(3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任をもって関与すること。</p> <p>3.4 保安品質目標</p> <p>社長は、保安活動に係る部門において、保安品質目標 (個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定められていることを確実にする。なお、品質目標達成のための活動計画には必要に応じて次の事項を含む。</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>(2) 必要な資源</p> <p>(3) 責任者</p> <p>(4) 実施事項の完了時期</p> <p>(5) 結果の評価方法</p> <p>2 社長は、保安品質目標がその達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>3.5 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムが第9条の3の2.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>2 社長は保安品質マネジメントシステムの変更 (プロセス及び組織の変更を含む。) が計画され、実施される場合には当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持する。この場合は、保安</p>	<p>2.3 保安品質マニュアル (変更なし)</p> <p>2.4 文書の管理 (省略)</p> <p>2.5 記録の管理 (省略)</p> <p>3. 経営責任者等の責任</p> <p>3.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任をもって保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともにその実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。</p> <p>(2) 保安品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>(6) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>3.2 原子力の安全の確保の重視 (変更なし)</p> <p>3.3 品質方針</p> <p>社長は、次に掲げる事項に適合した品質方針を確立し、維持する。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである (組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。) こと。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任をもって関与すること。</p> <p>(3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任をもって関与すること。</p> <p>3.4 保安品質目標</p> <p>社長は、保安活動に係る部門において、保安品質目標 (個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定められていることを確実にする。なお、保安品質目標達成のための活動計画には必要に応じて次の事項を含む。</p> <p>(1) 実施事項</p> <p>(2) 必要な資源</p> <p>(3) 責任者</p> <p>(4) 実施事項の完了時期</p> <p>(5) 結果の評価方法</p> <p>2 社長は、保安品質目標がその達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>3.5 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムが第9条の3の2.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>2 社長は保安品質マネジメントシステムの変更 (プロセス及び組織の変更を含む。) が計画され、実施される場合には当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持する。この場合は、保安</p>	<p>(3) ①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため。</p> <p>(5 箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>活動の重要度に応じて次の事項を適切に考慮する。なお、プロセス及び組織の変更には、累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき実施した措置を含む。）</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>(3) 資源の利用可能性</p> <p>(4) 責任及び権限の割当て</p> <p>3.6 責任及び権限（省略）</p> <p>3.7 保安品質保証責任者</p> <p>社長は、技術推進・品質保証部長を保安品質保証責任者（保安品質マネジメントシステム管理者）として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>3.8 管理者</p> <p>社長は、次に掲げる業務を管理監督する部門長（管理者）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が積極的に当施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>3.9 組織の内部の情報の伝達（省略）</p>	<p>活動の重要度に応じて次の事項を適切に考慮する。なお、プロセス及び組織の変更には、累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき実施した措置を含む。）</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>(3) 資源の利用可能性</p> <p>(4) 責任及び権限の割当て</p> <p>3.6 責任及び権限（変更なし）</p> <p>3.7 保安品質保証責任者</p> <p>社長は、技術推進・品質保証部長または保安品質保証に精通した技師長を保安品質保証責任者（保安品質マネジメントシステム管理者）として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>3.8 管理者</p> <p>社長は、次に掲げる業務を管理監督する部門長（管理者）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が積極的に当施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>3.9 組織の内部の情報の伝達（変更なし）</p>	<p>(2) 保安品質保証責任者の選任範囲を明確にするため。</p> <p>(3) ①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため。</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>3.10 マネジメントレビュー</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を実施するため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下、マネジメントレビューという。）をあらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>2 保安品質保証責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる事項を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前検査並びに自主検査等（以下「使用前検査等」という。）の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに安全文化についての強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（技術的な進歩により得られたものを含む組織の内外で得られた知見並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて実施した措置</p> <p>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす恐れのある変更</p> <p>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために実施した措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p> <p>3～5（省略）</p> <p>4. 資源の管理</p> <p>4.1 資源の管理（省略）</p> <p>4.2 要員の力量の確保及び教育計画</p> <p>当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下、「力量」という。）が実証されたものを要員とする。</p> <p>2 管理者は要員の力量を確保するため保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 要員に必要な力量を明確に定めること</p> <p>(2) 要員の力量確保のために教育訓練、要員の新たな配属及び雇用等の措置を実施すること。</p> <p>(3) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(4) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。</p> <p>ア、品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>イ、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>	<p>3.10 マネジメントレビュー</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を実施するため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下、マネジメントレビューという。）をあらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>2 保安品質保証責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる事項を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見（外部監査の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前検査並びに自主検査等（以下「使用前検査等」という。）の結果</p> <p>(5) 保安品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに安全文化についての強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（技術的な進歩により得られたものを含む組織の内外で得られた知見並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて実施した措置</p> <p>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす恐れのある変更</p> <p>(11) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために実施した措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</p> <p>3～5（変更なし）</p> <p>4. 資源の管理</p> <p>4.1 資源の管理（変更なし）</p> <p>4.2 要員の力量の確保及び教育計画</p> <p>当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下、「力量」という。）が実証されたものを要員とする。</p> <p>2 管理者は要員の力量を確保するため保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 要員に必要な力量を明確に定めること</p> <p>(2) 要員の力量確保のために教育訓練、要員の新たな配属及び雇用等の措置を実施すること。</p> <p>(3) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(4) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。</p> <p>ア、保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>イ、保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p>	<p>(3)①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため。 (3箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変更前(現行)	変更後(再補正後)	理由
<p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (省略)</p> <p>6. 設計開発及び調達プロセス 6.1~6.8 (省略)</p> <p>6.9 調達物品等要求事項 管理者は、次に掲げる調達物品等要求事項の内、該当する事項を調達情報に含める。 (1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 (2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 (3) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項 (6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (7) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>6.10~6.14 (省略)</p> <p>7. 評価及び改善 7.1~7.6 (省略)</p> <p>7.7 データの分析及び評価 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスの抽出、改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果からのデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を収集し、分析する。 2 保安品質保証責任者は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 (1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴、その他分析により得られる知見 (2) 個別業務等要求事項への適合性 (3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (4) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>7.8 継続的な改善 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うため、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施、その他の措置を実施する。</p> <p>7.9~7.10 (省略)</p> <p>第3章 保安教育 (教育訓練)</p> <p>第11条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1の2(1)に掲げるところに従い保安教育を年度ごとに計画する。 2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。 3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1の2(2)に掲げるとおり、保安教育を実施する。</p>	<p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (変更なし)</p> <p>6. 設計開発及び調達プロセス 6.1~6.8 (変更なし)</p> <p>6.9 調達物品等要求事項 管理者は、次に掲げる調達物品等要求事項の内、該当する事項を調達情報に含める。 (1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 (2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 (3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項 (6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 (7) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>6.10~6.14 (変更なし)</p> <p>7. 評価及び改善 7.1~7.6 (変更なし)</p> <p>7.7 データの分析及び評価 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスの抽出、改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果からのデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を収集し、分析する。 2 保安品質保証責任者は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 (1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴、その他分析により得られる知見 (2) 個別業務等要求事項への適合性 (3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (4) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>7.8 継続的な改善 保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うため、品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施、その他の措置を実施する。</p> <p>7.9~7.10 (変更なし)</p> <p>第3章 保安教育 (教育訓練)</p> <p>第11条 第二研究部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1(1)に掲げるところに従い保安教育を年度ごとに計画する。 2 第二研究部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。 3 第二研究部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。</p>	<p>(3)①社内マネジメントシステム統合による用語の見直しのため。 (4箇所)</p> <p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (3箇所)</p> <p>(4) 記載の適正化のため。</p> <p>(4) 記載の適正化のため。</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1の2(3)に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。</p> <p>6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>7 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる保安訓練を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>8 社長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画に反映する。 (その他の放射線作業従事者への教育訓練)</p> <p>第12条 試験部長は、請負会社従業員等であって年間請負契約等に基づき当施設に常時立ち入る者に対し、保安教育及び訓練を前条に準じて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作 (要員の配置)</p> <p>第13条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。 (核燃料物質の取扱計画及び報告)</p> <p>第14条 ホット試験室長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、その旨を試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。 (機器操作に係る下部規定等)</p> <p>第15条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、安全機能を担保することを目的とし、第9条の3の2.2の規定に基づき、核燃料物質の使用等及び第16条に定める災害の防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作に係る作業要領等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項に基づき、作業要領等の制定・改廃を行った場合、その旨を社長に報告する。 (災害の防止上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第16条 災害の防止上特に管理を必要とする設備は、別表第3第1欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の設備の機能が巡視、点検、検査等により別表第3第2欄のとおり維持されるよう管理する。</p> <p>3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、第1項の設備に異常が認められた場合は、直ちに、運転を停止する等応急措置を講じるとともに、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>4 第二研究部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1(3)に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</p> <p>6 第二研究部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>7 第二研究部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる保安訓練を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>8 社長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画に反映する。 (その他の放射線作業従事者への教育訓練)</p> <p>第12条 第二研究部長は、請負会社従業員等であって年間請負契約等に基づき当施設に常時立ち入る者に対し、保安教育及び訓練を前条に準じて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作 (要員の配置)</p> <p>第13条 第二研究部長及び安全管理部長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。 (核燃料物質の取扱計画及び報告)</p> <p>第14条 ホット試験技術開発室長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、その旨を第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。 (機器操作に係る下部規定等)</p> <p>第15条 ホット試験技術開発室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、安全機能を担保することを目的とし、第9条の3の2.2の規定に基づき、核燃料物質の使用等及び第16条に定める災害の防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作に係る作業要領等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項に基づき、作業要領等の制定・改廃を行った場合、その旨を社長に報告する。 (災害の防止上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第16条 災害の防止上特に管理を必要とする設備は、別表第3第1欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の設備の機能が巡視、点検、検査等により別表第3第2欄のとおり維持されるよう管理する。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、第1項の設備に異常が認められた場合は、直ちに、運転を停止する等応急措置を講じるとともに、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(4) 記載の適正化のため。 (2 箇所)</p> <p>(3) ①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (15 箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>(臨界管理)</p> <p>第17条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、形状管理又は質量管理によりこれを行う。質量管理及び形状管理に係る核的制限は、それぞれ別表第4のとおりとする。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、別表第4に掲げる受入れ先の区域又は設備区分における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることの確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第18条 ホット試験室長は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。</p> <p>2 ホット試験室長は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。</p> <p>3 ホット試験室長は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。</p> <p>4 ホット試験室長は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>(使用の表示)</p> <p>第19条 ホット試験室長は、核燃料物質を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質の種類及び量を表示する。</p> <p>第20条 (削除)</p> <p>(設備・機器の操作)</p> <p>第21条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作する者(以下「操作担当者」という。)を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者から指定する。</p> <p>2 操作担当者以外のものは、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作してはならない。ただし、操作担当者による監督、立会いの下で、その指示を受けて操作を行うときは、この限りでない。</p> <p>(安全装置の作動条件)</p> <p>第22条 安全装置の作動条件は、別表第6に掲げるとおりとする。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の安全装置を解除する場合には、保安上必要な措置を講じた上、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験室長は、前項の解除を行った場合には、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>第23条(省略)</p>	<p>(臨界管理)</p> <p>第17条 <u>第二研究部長</u>及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、形状管理又は質量管理によりこれを行う。質量管理及び形状管理に係る核的制限は、それぞれ別表第4のとおりとする。</p> <p>3 <u>第二研究部長</u>及び安全管理部長は、別表第4に掲げる受入れ先の区域又は設備区分における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることの確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第18条 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。</p> <p>2 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。</p> <p>3 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。</p> <p>4 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>(使用の表示)</p> <p>第19条 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、核燃料物質を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質の種類及び量を表示する。</p> <p>第20条 (削除)</p> <p>(設備・機器の操作)</p> <p>第21条 <u>ホット試験技術開発室長</u>、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作する者(以下「操作担当者」という。)を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者から指定する。</p> <p>2 操作担当者以外のものは、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作してはならない。ただし、操作担当者による監督、立会いの下で、その指示を受けて操作を行うときは、この限りでない。</p> <p>(安全装置の作動条件)</p> <p>第22条 安全装置の作動条件は、別表第6に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、前項の安全装置を解除する場合には、保安上必要な措置を講じた上、<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、前項の解除を行った場合には、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>第23条(変更なし)</p>	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (11箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>(非正常作業)</p> <p>第24条 試験部長は、非正常作業であつて核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ作業計画を作成し、保安上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 試験部長は、前項の計画及び措置について、あらかじめ安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得るとともに、保安上特に重要なものについては社長の承認を得る。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第25条 当施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに試験部長に通報する。ここで、異常時とは、当施設での操作において以下の通常と異なる事態が発生したときをいう。</p> <p>(1) 操作における作業員の手順間違い</p> <p>(2) 通常運転時における管理範囲の逸脱</p> <p>(3) 設備・機器の故障</p> <p>(4) その他、設備・機器の通常と異なる状態</p> <p>2 試験部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に安全管理部長に報告する。</p> <p>3 試験部長は、安全管理部長と協力し異常の原因を調査し、当施設の保安のために必要な措置を講じると共に社長及び核燃料取扱主務者に報告する。ただし、報告については、当施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>(地震又は火災発生時の措置)</p> <p>第25条の2 地震又は火災が発生したときは、次項又は第3項の措置をとるものとする。</p> <p>2 震度4以上の地震が発生した場合は、試験部長又は代行者は施設及び設備の点検を行い保安に影響がないことを確認するとともに、社外連絡責任者又は代行者は関係機関に点検の結果を報告する。</p> <p>3 火災が発生した場合は、初期消火、消防機関への通報、延焼防止を図るとともに、第10章に定める非常時の措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第26条 使用施設等内で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とし、管理区域は、別図第2に掲げる区域とする。</p> <p>2 試験部長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第27条 試験部長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。</p> <p>2 試験部長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第2項に準じて行う。</p> <p>3 試験部長は、一時管理区域を設定又は解除した場合は、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知しなければならない。</p>	<p>(非正常作業)</p> <p>第24条 <u>第二研究部長</u>は、非正常作業であつて核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ作業計画を作成し、保安上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>は、前項の計画及び措置について、あらかじめ安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得るとともに、保安上特に重要なものについては社長の承認を得る。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第25条 当施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに<u>第二研究部長</u>に通報する。ここで、異常時とは、当施設での操作において以下の通常と異なる事態が発生したときをいう。</p> <p>(1) 操作における作業員の手順間違い</p> <p>(2) 通常運転時における管理範囲の逸脱</p> <p>(3) 設備・機器の故障</p> <p>(4) その他、設備・機器の通常と異なる状態</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に安全管理部長に報告する。</p> <p>3 <u>第二研究部長</u>は、安全管理部長と協力し異常の原因を調査し、当施設の保安のために必要な措置を講じると共に社長及び核燃料取扱主務者に報告する。ただし、報告については、当施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>(地震又は火災発生時の措置)</p> <p>第25条の2 地震又は火災が発生したときは、次項又は第3項の措置をとるものとする。</p> <p>2 震度4以上の地震が発生した場合は、<u>第二研究部長</u>又は代行者は施設及び設備の点検を行い保安に影響がないことを確認するとともに、社外連絡責任者又は代行者は関係機関に点検の結果を報告する。</p> <p>3 火災が発生した場合は、初期消火、消防機関への通報、延焼防止を図るとともに、第10章に定める非常時の措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第26条 使用施設等内で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とし、管理区域は、別図第2に掲げる区域とする。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることにより明らかに他の場所と区別する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第27条 <u>第二研究部長</u>は、前条第1項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第2項に準じて行う。</p> <p>3 <u>第二研究部長</u>は、一時管理区域を設定又は解除した場合は、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知しなければならない。</p>	<p>(3) ①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (10 箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>(管理区域における特別措置)</p> <p>第28条 社長は、第26条第1項に定める区域について核燃料物質等の取扱いを休止し、除染等を行い汚染のないことを確認する等の措置を講じることにより、管理区域に該当しないことが明らかな場所が生じた場合は、安全管理部長、核燃料取扱主務者の意見を求めた上でその区域を一時的に解除することができる。</p> <p>2 試験部長は、管理区域及び一時管理区域（以下「管理区域」という。）の一部を、当該区域の線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び表面密度等に基づき放射線防護の観点から立入りあるいは作業を制限する区域（以下「立入・作業制限区域」という。）として設定することができる。</p> <p>3 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域について、立入・作業制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>4 試験部長は、第31条第1項第1号及び第2号に定める者（以下「放射線業務従事者等」という。）を立入・作業制限区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>5 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域の設定又はその解除を行った場合は、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第29条 試験部長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>第30条～第33条(省略)</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第34条 試験部長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業区域の放射線環境に応じた作業方法を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>(仕掛品の措置)</p> <p>第34条の2 試験部長は、管理区域内の作業で発生した排出しようとする核燃料物質によって汚染された固体状のもの（以下「仕掛品」という。）について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業で発生した仕掛品を、不燃性、可燃性に区分し、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業中は使用施設内の金属製容器に収納する。作業終了後に廃棄物詰替室又はプールに移送する。</p> <p>(2) 仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別な措置を講じ、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p> <p>(3) 使用済排気フィルタを、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物詰替室に移送するか、若しくは、専用の金属製容器に封入し、直接保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p>	<p>(管理区域における特別措置)</p> <p>第28条 社長は、第26条第1項に定める区域について核燃料物質等の取扱いを休止し、除染等を行い汚染のないことを確認する等の措置を講じることにより、管理区域に該当しないことが明らかな場所が生じた場合は、安全管理部長、核燃料取扱主務者の意見を求めた上でその区域を一時的に解除することができる。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>は、管理区域及び一時管理区域（以下「管理区域」という。）の一部を、当該区域の線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び表面密度等に基づき放射線防護の観点から立入りあるいは作業を制限する区域（以下「立入・作業制限区域」という。）として設定することができる。</p> <p>3 <u>第二研究部長</u>は、第2項に定める立入・作業制限区域について、立入・作業制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>4 <u>第二研究部長</u>は、第31条第1項第1号及び第2号に定める者（以下「放射線業務従事者等」という。）を立入・作業制限区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>5 <u>第二研究部長</u>は、第2項に定める立入・作業制限区域の設定又はその解除を行った場合は、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第29条 <u>第二研究部長</u>は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p> <p>第30条～第33条(変更なし)</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第34条 <u>第二研究部長</u>は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合、作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業区域の放射線環境に応じた作業方法を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>2 核燃料取扱主務者は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>(仕掛品の措置)</p> <p>第34条の2 <u>第二研究部長</u>は、管理区域内の作業で発生した排出しようとする核燃料物質によって汚染された固体状のもの（以下「仕掛品」という。）について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業で発生した仕掛品を、不燃性、可燃性に区分し、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業中は使用施設内の金属製容器に収納する。作業終了後に廃棄物詰替室又はプールに移送する。</p> <p>(2) 仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別な措置を講じ、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p> <p>(3) 使用済排気フィルタを、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物詰替室に移送するか、若しくは、専用の金属製容器に封入し、直接保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p>	<p>(3) ①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (7箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第35条 試験部長は、当施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業に従事する期間中の内部被ばくを含む線量管理を行う。</p> <p>3 管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業後に健康診断を受診させる。</p> <p>4 試験部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画を作成し、社長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>5 試験部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に速やかに報告する。</p> <p>第36条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、放射線測定器の使用方法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第38条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、別表第8(2)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、試験部長及び安全管理部長に連絡する。</p> <p>2 試験部長及び安全管理部長は、汚染状況の確認を行うとともにホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の措置結果について、試験部長及び安全管理部長の確認を受ける。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、第2項及び第3項の確認の内容について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第35条 第二研究部長は、当施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業に従事する期間中の内部被ばくを含む線量管理を行う。</p> <p>3 管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業後に健康診断を受診させる。</p> <p>4 第二研究部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画を作成し、社長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>5 第二研究部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に速やかに報告する。</p> <p>第36条(変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第6章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、放射線測定器の使用方法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当量率等を測定する。</p> <p>3 第二研究部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 第二研究部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第38条 ホット試験技術開発室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、別表第8(2)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、第二研究部長及び安全管理部長に連絡する。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は、汚染状況の確認を行うとともにホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の措置結果について、第二研究部長及び安全管理部長の確認を受ける。</p> <p>4 第二研究部長及び安全管理部長は、第2項及び第3項の確認の内容について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (11 箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>(線量の評価)</p> <p>第39条 放射線管理グループ長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、個人線量計の管理を含め別表第11に定める項目、頻度に従って測定を行い評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者に係る前項の評価の結果を、社長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>第40条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 施設管理</p> <p>第41条(省略)</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第41条の2 試験部長は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第41条の3 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第41条の4 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事にに関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(線量の評価)</p> <p>第39条 放射線管理グループ長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、個人線量計の管理を含め別表第11に定める項目、頻度に従って測定を行い評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者に係る前項の評価の結果を、社長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>第二研究部長</u>及び安全管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p> <p>第40条(変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第7章 施設管理</p> <p>第41条(変更なし)</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第41条の2 <u>第二研究部長</u>は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第41条の3 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第41条の4 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事にに関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。(7箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>(保全活動の実施)</p> <p>第4 2条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定めた施設管理実施計画に従って保全活動を行う。</p> <p>(施設の巡視、点検)</p> <p>第4 2条の2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、所掌する設備・機器について、第4 1条の4で定めた施設管理実施計画に従って巡視、点検を行う。</p> <p>2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、前項の巡視、点検の結果異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、第1項の巡視、点検の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(定期的な自主検査)</p> <p>第4 2条の3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第4 1条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。</p> <p>(1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>(2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p> <p>2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第4 2条の4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許可申請手続きの必要性を確認する。</p> <p>4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第4 2条 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定めた施設管理実施計画に従って保全活動を行う。</p> <p>(施設の巡視、点検)</p> <p>第4 2条の2 <u>ホット試験技術開発室長</u>及び施設管理グループ長は、所掌する設備・機器について、第4 1条の4で定めた施設管理実施計画に従って巡視、点検を行う。</p> <p>2 <u>ホット試験技術開発室長</u>及び施設管理グループ長は、前項の巡視、点検の結果異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3 <u>ホット試験技術開発室長</u>及び施設管理グループ長は、第1項の巡視、点検の結果及び第2項の措置について、<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(定期的な自主検査)</p> <p>第4 2条の3 <u>ホット試験技術開発室長</u>、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第4 1条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。</p> <p>(1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>(2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p> <p>2 <u>ホット試験技術開発室長</u>、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 <u>ホット試験技術開発室長</u>、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第4 2条の4 <u>ホット試験技術開発室長</u>、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 <u>ホット試験技術開発室長</u>、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 <u>ホット試験技術開発室長</u>、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許可申請手続きの必要性を確認する。</p> <p>4 <u>ホット試験技術開発室長</u>、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(3) ①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (16 箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>(保全活動の有効性評価)</p> <p>第42条の5 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、保全活動から得られる情報等から、保全活動の有効性を評価し、保全活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p> <p>第42条の6(省略)</p> <p>第43条</p> <p>第43条の2</p> <p>検査責任者は、第43条の1の実施計画及び実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 検査責任者は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査部門の責任者は、検査の結果について核燃料取扱主務者及び社長へ報告する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第44条 ホット試験室長は、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の受渡しを行う場合は、臨界に達しないようにする措置その他の必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 ホット試験室長は、第1項の受渡しが終了した場合は、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告を行う。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第45条 ホット試験室長は、核燃料物質の保管を貯蔵施設において別表第4に定める核的制限に基づいて行うとともに、別表第13に示す最大収納量を超えて核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 ホット試験室長は、貯蔵施設に、核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 ホット試験室長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第46条 ホット試験室長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第47条 ホット試験室長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p>	<p>(保全活動の有効性評価)</p> <p>第42条の5 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は、保全活動から得られる情報等から、保全活動の有効性を評価し、保全活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p> <p>第42条の6(変更なし)</p> <p>第43条(変更なし)</p> <p>第43条の2</p> <p>検査責任者は、<u>第43条</u>の実施計画及び実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 検査責任者は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査部門の責任者は、検査の結果について核燃料取扱主務者及び社長へ報告する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第44条 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>2 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、前項の受渡しを行う場合は、臨界に達しないようにする措置その他の必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、第1項の受渡しが終了した場合は、<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告を行う。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第45条 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、核燃料物質の保管を貯蔵施設において別表第4に定める核的制限に基づいて行うとともに、別表第13に示す最大収納量を超えて核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、貯蔵施設に、核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示する。</p> <p>3 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第46条 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第47条 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ<u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p>	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (14箇所)</p> <p>(4) 記載の適正化のため。</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p style="text-align: center;">第 9 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第 4 8 条 ホット試験室長は、当施設から放射性気体廃棄物を廃棄する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。</p> <p>2 ホット試験室長は、排気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>3 放射線管理グループ長は、核燃料物質の使用時は排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。</p> <p>4 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第 1 4 に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>5 放射線管理グループ長は、第 2 項の測定結果及び放射性物質の放出結果を安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第 4 9 条(省略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第 5 0 条 ホット試験室長は、放射性固体廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、可燃性に区分し、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じて分類したのち、金属製容器に封入し管理する。</p> <p>(2) 前号の固体廃棄物については、必要に応じて減容・詰替えし、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し、保管庫の廃棄物保管エリア又は第 2 保管庫に保管廃棄する。</p> <p>第 5 1 条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 0 章 非常時の措置</p> <p>第 5 2 条～第 5 5 条(省略)</p> <p>(通報)</p> <p>第 5 6 条 当施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに試験部長に通報する。</p> <p>2 試験部長は、前項の通報を受けた場合、直ちに社外連絡責任者、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に通報しなくてはならない。</p> <p>3 社外連絡責任者は、直ちに第 5 5 条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報連絡しなければならない。</p> <p>第 5 7 条～第 6 0 条(省略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 1 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 6 1 条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、別表第 1 6 第 1 欄に掲げる事項について、それぞれ同表第 2 欄に掲げるところに従い、同表第 3 欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第 4 欄に掲げる者に、同表第 5 欄に掲げる期間保存させる。</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第 4 8 条 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、当施設から放射性気体廃棄物を廃棄する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。</p> <p>2 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、排気中の放射性物質の 3 月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>3 放射線管理グループ長は、核燃料物質の使用時は排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。</p> <p>4 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第 1 4 に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>5 放射線管理グループ長は、第 2 項の測定結果及び放射性物質の放出結果を安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>第 4 9 条(変更なし)</p> <p>(放射性固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第 5 0 条 <u>ホット試験技術開発室長</u>は、放射性固体廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、可燃性に区分し、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じて分類したのち、金属製容器に封入し管理する。</p> <p>(2) 前号の固体廃棄物については、必要に応じて減容・詰替えし、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し、保管庫の廃棄物保管エリア又は第 2 保管庫に保管廃棄する。</p> <p>第 5 1 条(変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 1 0 章 非常時の措置</p> <p>第 5 1 条～第 5 5 条(変更なし)</p> <p>(通報)</p> <p>第 5 6 条 当施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに<u>第二研究部長</u>に通報する。</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>は、前項の通報を受けた場合、直ちに社外連絡責任者、社長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に通報しなくてはならない。</p> <p>3 社外連絡責任者は、直ちに第 5 5 条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報連絡しなければならない。</p> <p>第 5 7 条～第 6 0 条(変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第 1 1 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 6 1 条 <u>第二研究部長</u>、安全管理部長及び管理部長は、別表第 1 6 第 1 欄に掲げる事項について、それぞれ同表第 2 欄に掲げるところに従い、同表第 3 欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第 4 欄に掲げる者に、同表第 5 欄に掲げる期間保存させる。</p>	<p>(3) ①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (6 箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>(報 告)</p> <p>第62条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に関する規則（以下、「使用規則」という。）第6条の10に掲げる次の各号のいずれかに該当する事象及びこれらに準ずる重大な事象が発生した場合並びに核燃料物質等の輸送中に事故が発生したときは、直ちに社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1)～(12)(省略)</p> <p>2 試験部長及び安全管理部長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所</p> <p>(2) 状況及び発生に際して採った処置</p> <p>(3) 原 因</p> <p>(4) その後の対策及び処置</p> <p>(5) その他、必要な事項</p>	<p>(報 告)</p> <p>第62条 <u>第二研究部長</u>及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に関する規則（以下、「使用規則」という。）第6条の10に掲げる次の各号のいずれかに該当する事象及びこれらに準ずる重大な事象が発生した場合並びに核燃料物質等の輸送中に事故が発生したときは、直ちに社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1)～(12)(変更なし)</p> <p>2 <u>第二研究部長</u>及び安全管理部長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所</p> <p>(2) 状況及び発生に際して採った処置</p> <p>(3) 原 因</p> <p>(4) その後の対策及び処置</p> <p>(5) その他、必要な事項</p>	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (2 箇所)</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>【付貝目】</p> <p>(施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p>(沿革)</p> <p>制 定 平成 2年10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)</p> <p>改 定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)</p> <p>改 定 平成 4年 6月15日 (認可番号 4安(核規)第356号)</p> <p>改 定 平成 6年 1月20日 (認可番号 5安(核規)第847号)</p> <p>改 定 平成 9年 5月26日 (認可番号 9安(核規)第65号)</p> <p>改 定 平成12年 6月15日 (認可番号 12安(核規)第570号)</p> <p>全面改定 平成12年12月27日 (認可番号 12安(核規)第783号)</p> <p>改 定 平成13年 3月29日 (認可番号 12機文科科第30号)</p> <p>改 定 平成13年12月27日 (認可番号 13機文科科第61号)</p> <p>改 定 平成15年 3月10日 (認可番号 14機文科科第52号)</p> <p>改 定 平成15年 5月14日 (認可番号 15機文科科第3号)</p> <p>改 定 平成15年 7月31日 (認可番号 15機文科科第23号)</p> <p>改 定 平成16年 4月14日 (認可番号 15機文科科第83号)</p> <p>改 定 平成17年 4月21日 (認可番号 16機文科科第67号)</p> <p>改 定 平成21年 8月26日 (認可番号 21機文科科第6018号)</p> <p>改 定 平成22年 9月22日 (認可番号 22受文科科第5125号)</p> <p>改 定 平成26年 4月28日 (認可番号 原規規発第1404256号)</p> <p>改 定 平成27年 9月 1日</p> <p>【認可日 平成27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改 定 平成28年 4月 1日</p> <p>【認可日 平成28年 3月31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改 定 平成29年 9月 4日</p> <p>【認可日 平成29年 8月24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改 定 平成30年 6月20日</p> <p>【認可日 平成30年 6月11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】</p> <p>改 定 令和 3年 4月26日</p> <p>【認可日 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】</p> <p>改 定 令和 4年 5月11日</p> <p>【認可日 令和 4年 4月21日 (認可番号 原規規発第2204215号)】</p>	<p>【付貝目】</p> <p>(施行期日) この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p> <p>(沿革)</p> <p>制 定 平成 2年10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)</p> <p>改 定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)</p> <p>改 定 平成 4年 6月15日 (認可番号 4安(核規)第356号)</p> <p>改 定 平成 6年 1月20日 (認可番号 5安(核規)第847号)</p> <p>改 定 平成 9年 5月26日 (認可番号 9安(核規)第65号)</p> <p>改 定 平成12年 6月15日 (認可番号 12安(核規)第570号)</p> <p>全面改定 平成12年12月27日 (認可番号 12安(核規)第783号)</p> <p>改 定 平成13年 3月29日 (認可番号 12機文科科第30号)</p> <p>改 定 平成13年12月27日 (認可番号 13機文科科第61号)</p> <p>改 定 平成15年 3月10日 (認可番号 14機文科科第52号)</p> <p>改 定 平成15年 5月14日 (認可番号 15機文科科第3号)</p> <p>改 定 平成15年 7月31日 (認可番号 15機文科科第23号)</p> <p>改 定 平成16年 4月14日 (認可番号 15機文科科第83号)</p> <p>改 定 平成17年 4月21日 (認可番号 16機文科科第67号)</p> <p>改 定 平成21年 8月26日 (認可番号 21機文科科第6018号)</p> <p>改 定 平成22年 9月22日 (認可番号 22受文科科第5125号)</p> <p>改 定 平成26年 4月28日 (認可番号 原規規発第1404256号)</p> <p>改 定 平成27年 9月 1日</p> <p>【認可日 平成27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改 定 平成28年 4月 1日</p> <p>【認可日 平成28年 3月31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改 定 平成29年 9月 4日</p> <p>【認可日 平成29年 8月24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改 定 平成30年 6月20日</p> <p>【認可日 平成30年 6月11日 (認可番号 原規規発第1806114号)】</p> <p>改 定 令和 3年 4月26日</p> <p>【認可日 令和 3年 4月 7日 (認可番号 原規規発第2104073号)】</p> <p>改 定 令和 4年 5月11日</p> <p>【認可日 令和 4年 4月21日 (認可番号 原規規発第2204215号)】</p> <p>改 定 令和 5年 月 日</p> <p>【認可日 令和 5年 月 日 (認可番号 号)】</p>	<p>(3)②その他記載の適正化のため。</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由																																						
<p style="text-align: center;">別表第2 保 安 訓 練</p> <p>(1) 総合訓練</p> <table border="1" data-bbox="103 403 884 547"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <th>実 施 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常時の措置についての総合的な訓練</td> <td>年 1 回</td> <td>社 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難、消火訓練</p> <table border="1" data-bbox="103 608 884 831"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <th>実 施 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難訓練</td> <td rowspan="2">年 1 回</td> <td rowspan="2">試験部長</td> </tr> <tr> <td>2 消火訓練</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 緊急作業要員の訓練</p> <table border="1" data-bbox="103 911 884 1166"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>実施すべき場合</th> <th>実 施 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い</td> <td>その者を緊急作業要員 に選定するとき</td> <td>試験部長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	実 施 者	非常時の措置についての総合的な訓練	年 1 回	社 長	項 目	頻 度	実 施 者	1 避難訓練	年 1 回	試験部長	2 消火訓練	項 目	実施すべき場合	実 施 者	緊急作業の方法 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	その者を緊急作業要員 に選定するとき	試験部長	<p style="text-align: center;">別表第2 保 安 訓 練</p> <p>(1) 総合訓練</p> <table border="1" data-bbox="1064 413 1845 558"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <th>実 施 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常時の措置についての総合的な訓練</td> <td>年 1 回</td> <td>社 長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難、消火訓練</p> <table border="1" data-bbox="1064 619 1845 842"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <th>実 施 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難訓練</td> <td rowspan="2">年 1 回</td> <td rowspan="2">第二研究部長</td> </tr> <tr> <td>2 消火訓練</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 緊急作業要員の訓練</p> <table border="1" data-bbox="1064 922 1845 1177"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>実施すべき場合</th> <th>実 施 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急作業の方法 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い</td> <td>その者を緊急作業要員 に選定するとき</td> <td>第二研究部長</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度	実 施 者	非常時の措置についての総合的な訓練	年 1 回	社 長	項 目	頻 度	実 施 者	1 避難訓練	年 1 回	第二研究部長	2 消火訓練	項 目	実施すべき場合	実 施 者	緊急作業の方法 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	その者を緊急作業要員 に選定するとき	第二研究部長	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (2箇所)</p>
項 目	頻 度	実 施 者																																						
非常時の措置についての総合的な訓練	年 1 回	社 長																																						
項 目	頻 度	実 施 者																																						
1 避難訓練	年 1 回	試験部長																																						
2 消火訓練																																								
項 目	実施すべき場合	実 施 者																																						
緊急作業の方法 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	その者を緊急作業要員 に選定するとき	試験部長																																						
項 目	頻 度	実 施 者																																						
非常時の措置についての総合的な訓練	年 1 回	社 長																																						
項 目	頻 度	実 施 者																																						
1 避難訓練	年 1 回	第二研究部長																																						
2 消火訓練																																								
項 目	実施すべき場合	実 施 者																																						
緊急作業の方法 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	その者を緊急作業要員 に選定するとき	第二研究部長																																						

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変更前(現行)				変更後(再補正後)				理由
別表第4 質量管理及び形状管理に係る核的制限				別表第4 質量管理及び形状管理に係る核的制限				(1) 1F燃料デブリの取扱いを追加するため。 (2) 箇所 (令和4年6月1日付け原規規発第2206016号をもって変更許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書の反映。)
設備名等		核的制限		設備名等		核的制限		
		方法	核的制限値*			方法	核的制限値*	
プール	燃料貯蔵ラック	形状制限	貯蔵時の燃料集合体表面間距離30cm以上である燃料貯蔵ラックに保管する。	燃料貯蔵ラック	形状制限	貯蔵時の燃料集合体表面間距離30cm以上である燃料貯蔵ラックに保管する。		
	試験後試片保管ラック	形状制限	初期濃縮度5%未満の試験後試片は直径約10cmの専用のステンレス製容器(100A缶)に入れて試験後試片保管ラックに保管する。 初期濃縮度5%以上20%未満の試験後試片は100A缶に入れて水平方向間距離30cm以上離れた試験後試片保管ラックに保管する。	試験後試片保管ラック	形状制限	初期濃縮度5%未満の試験後試片は直径約10cmの専用のステンレス製容器(100A缶)に入れて試験後試片保管ラックに保管する。 初期濃縮度5%以上20%未満の試験後試片は100A缶に入れて水平方向間距離30cm以上離れた試験後試片保管ラックに保管する。		
セル全体	No. 1セル～No. 5セル	質量制限	No. 1からNo. 5セル全体の合計で質量制限を行い、初期濃縮度ごとに取扱量を制限する。 初期濃縮度5%未満(天然ウラン及び劣化ウランを含む) 初期濃縮度5%以上20%未満	セル全体	No. 1セル～No. 5セル	質量制限	No. 1からNo. 5セル全体の合計で質量制限を行い、初期濃縮度ごとに取扱量を制限する。 初期濃縮度5%未満(天然ウラン及び劣化ウラン及び1F燃料デブリを含む) 初期濃縮度5%以上20%未満	
前処理室 機器分析室 第二機器分析室 全体		質量制限	前処理室、機器分析室及び第二機器分析室全体の合計で質量制限を行い、濃縮度ごとに取扱量を制限する。 濃縮度5%未満 濃縮度5%以上20%未満	前処理室 機器分析室 第二機器分析室 全体		質量制限	前処理室、機器分析室及び第二機器分析室全体の合計で質量制限を行い、濃縮度ごとに取扱量を制限する。 濃縮度5%未満(1F燃料デブリを含む) 濃縮度5%以上20%未満	
サービスエリア	乾式貯蔵試験設備	形状制限	乾式貯蔵試験容器は、燃料集合体2体を超えて収納できない構造とする。また、バスケットの一部に中性子吸収材として炭化ホウ素を添加したアルミニウム合金製のバスケットを採用する。	サービスエリア	乾式貯蔵試験設備	形状制限	乾式貯蔵試験容器は、燃料集合体2体を超えて収納できない構造とする。また、バスケットの一部に中性子吸収材として炭化ホウ素を添加したアルミニウム合金製のバスケットを採用する。	
* 別表第5の濃縮度 [] 以上のウラン []、プルトニウム []、ウラン-233 [] と同時使用出来る。				* 別表第5の濃縮度 [] 以上のウラン []、プルトニウム []、ウラン-233 [] と同時使用出来る。				

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変更前(現行)				変更後(再補正後)				理由
別表第5 年間予定使用量				別表第5 年間予定使用量				
核燃料物質の種類	主な化合物の名称	年間予定使用量		核燃料物質の種類	主な化合物の名称	年間予定使用量		
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量	
劣化ウラン	酸化ウラン	5 kg-U	5 kg-U	劣化ウラン	酸化ウラン	5 kg-U	5 kg-U	
天然ウラン	酸化ウラン	1 kg-U	1 kg-U	天然ウラン	酸化ウラン	1 kg-U	1 kg-U	
濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	酸化ウラン	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン (濃縮度5%未満)	酸化ウラン	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (150 g- ²³⁵ U)	
濃縮ウラン(濃縮度5%以上20%未満)	酸化ウラン 金属ウラン	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン(濃縮度5%以上20%未満)	酸化ウラン 金属ウラン	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	3 kg-U (600 g- ²³⁵ U)	
濃縮ウラン(濃縮度□%以上)(密封)	フイッションチェンバー	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	濃縮ウラン(濃縮度□%以上)(密封)	フイッションチェンバー	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	3 g-U (3 g- ²³⁵ U)	
プルトニウム (非密封)	硝酸プルトニウム	0.1 g-Pu	0.1 g-Pu	プルトニウム (非密封)	硝酸プルトニウム	0.1 g-Pu	0.1 g-Pu	
ウラン-233	硝酸ウラニル	0.1 g- ²³³ U	0.1 g- ²³³ U	ウラン-233	硝酸ウラニル	0.1 g- ²³³ U	0.1 g- ²³³ U	
使用済燃料*(初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	4000 kg-U (4.4×10 ¹⁷ Bq)	4000 kg-U (4.4×10 ¹⁷ Bq)	使用済燃料*(初期濃縮度5%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹⁷ Bq)	3999.99 kg-U (4.4×10 ¹⁷ Bq)	
使用済燃料*(初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	使用済燃料*(初期濃縮度5%以上10%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	3 kg-U (3.3×10 ¹⁴ Bq)	
使用済燃料*(初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	使用済燃料*(初期濃縮度10%以上20%未満) (3.7 TBq以上)	照射後燃料	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	1 g-U (2.5×10 ¹¹ Bq)	
						<u>10 g-U</u>	<u>10 g-U</u>	
				使用済燃料(1F燃料デブリ)(初期濃縮度5%未満)				

(1) 1F燃料デブリの取扱いを追加するため。
(5箇所)
(令和4年6月1日付け原規規発第2206016号をもって変更許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書の反映。)

* 表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射直後)が1グレイ毎時を超えるもの。

* 表面から1メートルの距離における空気吸収線量率(照射直後)が1グレイ毎時を超えるもの。

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)				変 更 後(再補正後)				理 由
別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定				別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定				(1) 該当規則の解釈について再確認した結果を反映するため。
項 目	頻 度	測定方法	測定場所	項 目	頻 度	測定方法	測定場所	
外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリアモニタ又はサベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外面	外部放射線に係る線量当量率	放射線遮蔽物の側壁について毎日作業中1回	エリアモニタ又はサベイメータ	セルを含む遮蔽物側壁表面、プール水面上、乾式貯蔵試験設備外面	
	管理区域内について週1回		エリアの代表点		管理区域内について週1回		エリアの代表点	
	管理区域周辺について月1回	サベイメータ	管理区域の境界		管理区域周辺について月1回	サベイメータ	管理区域の境界	
空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回	室内ガスモニタ又はエアスンプ	管理区域内の汚染の可能性のある場所	空気中の放射性物質濃度	管理区域内について週1回	室内ガスモニタ又はエアスンプ	管理区域内の汚染の可能性のある場所	
表面密度	管理区域内について週1回	スリット法又はゲル外法	エリアの代表点	表面密度	管理区域内について週1回	スリット法又はゲル外法	エリアの代表点	
	管理区域周辺について月1回		管理区域の境界(出入口)		管理区域周辺について月1回		管理区域の境界(出入口)	

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由																								
<p style="text-align: center;">別表第13 貯蔵施設の最大収納量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">貯蔵設備の名称</th> <th style="width: 70%;">最大収納量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵ラック</td> <td>使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (集合体<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/>体、燃料棒<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/>本)</td> </tr> <tr> <td>試験後試片保管ラック</td> <td>使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>試験後試片用 ストレージピット</td> <td>使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>未照射核燃料の貯蔵箱</td> <td>劣化ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 天然ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/>%以上) (密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> プルトニウム (非密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> ウラン-233 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>微小試片の貯蔵箱</td> <td>照射後被覆管 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/></td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	最大収納量	燃料貯蔵ラック	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (集合体 <input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> 体、燃料棒 <input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> 本)	試験後試片保管ラック	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>	試験後試片用 ストレージピット	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>	未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 天然ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> %以上) (密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> プルトニウム (非密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> ウラン-233 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>	微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>	<p style="text-align: center;">別表第13 貯蔵施設の最大収納量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">貯蔵設備の名称</th> <th style="width: 70%;">最大収納量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料貯蔵ラック</td> <td>使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (集合体<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/>体、燃料棒<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/>本)</td> </tr> <tr> <td>試験後試片保管ラック</td> <td>使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>試験後試片用 ストレージピット</td> <td>使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (1F燃料デブリを含む)</td> </tr> <tr> <td>未照射核燃料の貯蔵箱</td> <td>劣化ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 天然ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/>%以上) (密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> プルトニウム (非密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> ウラン-233 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/></td> </tr> <tr> <td>微小試片の貯蔵箱</td> <td>照射後被覆管 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/></td> </tr> </tbody> </table>	貯蔵設備の名称	最大収納量	燃料貯蔵ラック	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (集合体 <input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> 体、燃料棒 <input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> 本)	試験後試片保管ラック	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>	試験後試片用 ストレージピット	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (1F燃料デブリを含む)	未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 天然ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> %以上) (密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> プルトニウム (非密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> ウラン-233 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>	微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>	<p>(1) 1F燃料デブリの取扱いを追加するため。 (令和4年6月1日付け原規規発第2206016号をもって変更許可を受けた核燃料物質使用変更許可申請書の反映。)</p>
貯蔵設備の名称	最大収納量																									
燃料貯蔵ラック	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (集合体 <input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> 体、燃料棒 <input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> 本)																									
試験後試片保管ラック	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>																									
試験後試片用 ストレージピット	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>																									
未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 天然ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> %以上) (密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> プルトニウム (非密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> ウラン-233 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>																									
微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>																									
貯蔵設備の名称	最大収納量																									
燃料貯蔵ラック	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (集合体 <input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> 体、燃料棒 <input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> 本)																									
試験後試片保管ラック	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>																									
試験後試片用 ストレージピット	使用済燃料 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> (1F燃料デブリを含む)																									
未照射核燃料の貯蔵箱	劣化ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 天然ウラン <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (5%以上20%未満) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> 濃縮ウラン (<input style="width: 15px; height: 15px;" type="text"/> %以上) (密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> プルトニウム (非密封) <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/> ウラン-233 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>																									
微小試片の貯蔵箱	照射後被覆管 <input style="width: 50px; height: 15px;" type="text"/>																									

□で囲った箇所は核セキュリティ情報及び商業機密等が含まれているため、非公開とします。

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由																																																																																
<p>別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録</p> <p>(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>安全管理部長</td> <td>安全管理部長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日作業中1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度</td> <td>排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	試験部長	試験部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	試験部長	試験部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	<p>別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録</p> <p>(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>安全管理部長</td> <td>安全管理部長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日作業中1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度</td> <td>排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	第二研究部長	第二研究部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	<p>(1) 該当規則の解釈について再確認した結果を反映するため。</p> <p>(3) ①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。</p> <p>(4 箇所)</p>
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																														
1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																																																														
(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	試験部長	試験部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																																														
(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	試験部長	試験部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																														
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																																																														
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																																																														
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																																																														
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間																																																																														
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																														
1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																																																														
(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																																																														
(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	第二研究部長	第二研究部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																														
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																																																														
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																																																														
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																																																														
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間																																																																														

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変更前(現行)					変更後(再補正後)					理由
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
<p>する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p> <p>(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p> <p>(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p> <p>(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p> <p>(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p> <p>(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>	<p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)</p> <p>その都度</p> <p>その者が当該業務に就く時</p> <p>運搬の都度</p> <p>廃棄の都度</p> <p>封入又は固型化の都度</p>	<p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>ホット試験室長</p> <p>ホット試験室長</p>	<p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>安全管理部長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p>	<p>(ニ)に同じ</p> <p>(ニ)に同じ</p> <p>(ニ)に同じ</p> <p>1年間</p> <p>使用の廃止までの期間</p> <p>使用の廃止までの期間</p> <p>1年間</p>	<p>する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p> <p>(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p> <p>(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p> <p>(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p> <p>(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p> <p>(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>	<p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)</p> <p>その都度</p> <p>その者が当該業務に就く時</p> <p>運搬の都度</p> <p>廃棄の都度</p> <p>封入又は固型化の都度</p>	<p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>ホット試験技術開発室長</p> <p>ホット試験技術開発室長</p> <p>ホット試験技術開発室長</p>	<p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>安全管理部長</p> <p>放射線管理グループ長</p> <p>放射線管理グループ長</p>	<p>(ニ)に同じ</p> <p>(ニ)に同じ</p> <p>(ニ)に同じ</p> <p>1年間</p> <p>使用の廃止までの期間</p> <p>使用の廃止までの期間</p> <p>1年間</p>	
<p>3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*</p>	その都度	<p>ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長</p>	<p>ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長</p>	1年間	<p>3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*</p>	その都度	<p>ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長</p>	<p>ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長</p>	1年間	<p>(1) 該当規則の解釈について再確認した結果を反映するため。</p>

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変更前(現行)					変更後(再補正後)					理由																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>試験部長 及び安全管理部長</td> <td>試験部長 及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>試験部長 及び安全管理部長</td> <td>試験部長 及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>試験部長 及び安全管理部長</td> <td>試験部長 及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>試験部長 及び安全管理部長</td> <td>試験部長 及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>試験部長</td> <td>試験部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>保安品質保証責任者</td> <td>保安品質保証責任者</td> <td>当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>					記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	試験部長 及び安全管理部長	試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	試験部長 及び安全管理部長	試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ハ) 事故の原因	その都度	試験部長 及び安全管理部長	試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	試験部長 及び安全管理部長	試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	試験部長	試験部長	3年間	(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	試験部長	試験部長	3年間	(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	試験部長	試験部長	3年間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>第二 試験部長 及び安全管理部長</td> <td>第二 試験部長 及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>第二 試験部長 及び安全管理部長</td> <td>第二 試験部長 及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>第二 試験部長 及び安全管理部長</td> <td>第二 試験部長 及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>第二 試験部長 及び安全管理部長</td> <td>第二 試験部長 及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>第二 試験部長</td> <td>第二 試験部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>第二 試験部長</td> <td>第二 試験部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>第二 試験部長</td> <td>第二 試験部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>保安品質保証責任者</td> <td>保安品質保証責任者</td> <td>当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>					記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	第二 試験部長 及び安全管理部長	第二 試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	第二 試験部長 及び安全管理部長	第二 試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ハ) 事故の原因	その都度	第二 試験部長 及び安全管理部長	第二 試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	第二 試験部長 及び安全管理部長	第二 試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	第二 試験部長	第二 試験部長	3年間	(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	第二 試験部長	第二 試験部長	3年間	(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	第二 試験部長	第二 試験部長	3年間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (14箇所)</p> <p>(3)②その他記載の適正化のため。</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																																																
4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	試験部長 及び安全管理部長	試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																																																																																
(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	試験部長 及び安全管理部長	試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																																																																																
(ハ) 事故の原因	その都度	試験部長 及び安全管理部長	試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																																																																																
(ニ) 事故後の処置	その都度	試験部長 及び安全管理部長	試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																																																																																
5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	試験部長	試験部長	3年間																																																																																																
(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	試験部長	試験部長	3年間																																																																																																
(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	試験部長	試験部長	3年間																																																																																																
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間																																																																																																
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																																																																																
4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	第二 試験部長 及び安全管理部長	第二 試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																																																																																
(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	第二 試験部長 及び安全管理部長	第二 試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																																																																																
(ハ) 事故の原因	その都度	第二 試験部長 及び安全管理部長	第二 試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																																																																																
(ニ) 事故後の処置	その都度	第二 試験部長 及び安全管理部長	第二 試験部長 及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																																																																																
5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	第二 試験部長	第二 試験部長	3年間																																																																																																
(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	第二 試験部長	第二 試験部長	3年間																																																																																																
(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	第二 試験部長	第二 試験部長	3年間																																																																																																
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間																																																																																																
<p>* 核燃料物質使用許可申請書に記載された警報発報について記録を行う。 検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動停止に伴う異常ではないことが明らか警報発報を除く。</p>					<p>* 核燃料物質使用許可申請書に記載された警報発報について記録を行う。 検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動停止に伴う異常ではないことが明らか警報発報を除く。</p>																																																																																															

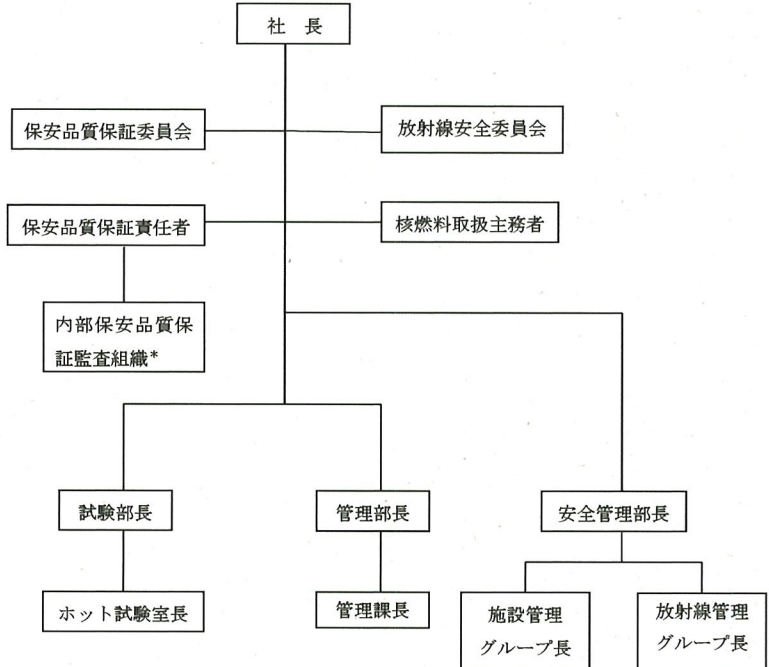
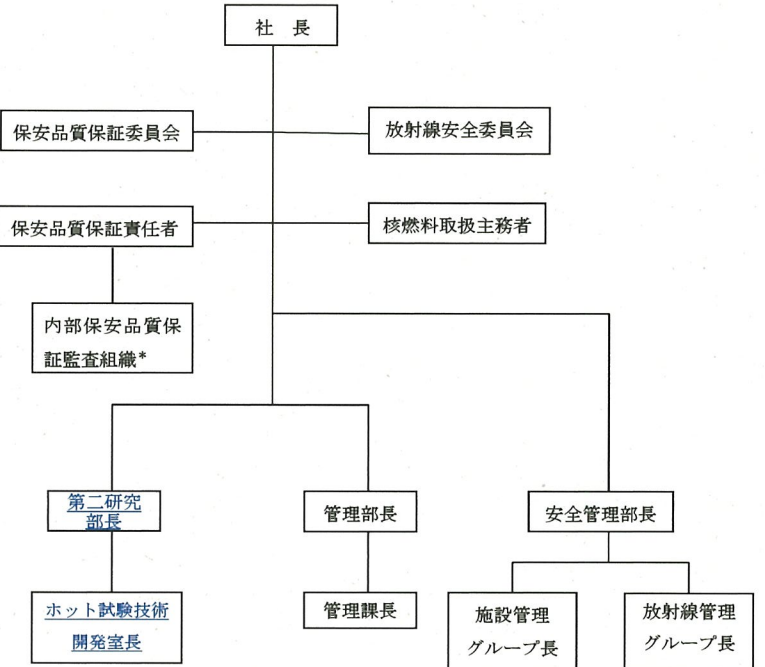
保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)					変 更 後(再補正後)					理 由
(2) その他の記録					(2) その他の記録					(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (13箇所)
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 放射線作業計画の記録 (イ) 核燃料物質の取扱計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間	1. 放射線作業計画の記録 (イ) 核燃料物質の取扱計画	計画の都度	ホット試験技術開発室長	ホット試験技術開発室長	1年間	
(ロ) 安全装置の解除計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間	(ロ) 安全装置の解除計画	計画の都度	ホット試験技術開発室長	ホット試験技術開発室長	1年間	
(ハ) 作業計画(非正常作業)	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間	(ハ) 作業計画(非正常作業)	計画の都度	ホット試験技術開発室長	ホット試験技術開発室長	1年間	
(ニ) 放射線作業計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間	(ニ) 放射線作業計画	計画の都度	ホット試験技術開発室長	ホット試験技術開発室長	1年間	
2. 保守点検 (イ) 使用施設の改造の状況	改造の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間	2. 保守点検 (イ) 使用施設の改造の状況	改造の都度	ホット試験技術開発室長	ホット試験技術開発室長	1年間	
3. 放射線管理記録 (イ) 放射線業務従事者の指定及び解除の状況	指定及び解除の都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	3. 放射線管理記録 (イ) 放射線業務従事者の指定及び解除の状況	指定及び解除の都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	
(ロ) 核燃料物質の移動の状況	移動の都度	ホット試験室長	安全管理部長	1年間	(ロ) 核燃料物質の移動の状況	移動の都度	ホット試験技術開発室長	安全管理部長	1年間	
(ハ) 核燃料物質の受渡しの状況	受渡しの都度	ホット試験室長	安全管理部長	1年間	(ハ) 核燃料物質の受渡しの状況	受渡しの都度	ホット試験技術開発室長	安全管理部長	1年間	
(ニ) 周辺監視区域内において運搬した核燃料物質等の状況	運搬の都度	ホット試験室長	安全管理部長	1年間	(ニ) 周辺監視区域内において運搬した核燃料物質等の状況	運搬の都度	ホット試験技術開発室長	安全管理部長	1年間	

保安規定変更認可申請書 新旧比較表

(再補正前の変更箇所を赤字、再補正時の変更箇所を青字に示す。)

変 更 前(現行)	変 更 後(再補正後)	理 由
<p>別図第1 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p>  <p>* 内部保安品質保証監査組織は監査時に随時設置する。</p>	<p>別図第1 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p>  <p>* 内部保安品質保証監査組織は監査時に随時設置する。</p>	<p>(3)①組織名称の変更に伴う、記載の適正化のため。 (2箇所)</p>